

# 1 防災・防火・救急

問 危機管理課(市庁舎6階／☎267-4763)

## ■災害時に避難する際、特に支援が必要な人へ

### ●避難行動要支援者名簿登録制度

災害時に、自力または家族だけでは避難が困難で特に支援が必要な人(避難行動要支援者)を地域で支援するため、支援の必要な人を把握し名簿を作成しています。この名簿を市、自主防災組織、消防団、民生・児童委員、社会福祉協議会、警察が所有し、安否確認などの支援に備えます。

◆対象者 次のいずれかに該当する人 ①要介護度1～5  
②ひとり暮らし高齢者(65歳以上) ③高齢者世帯(夫婦ともに65歳以上) ④身体障害者手帳1～6級所持者 ⑤療育手帳A・A1・A2・B1・B2所持者 ⑥精神障害者保健福祉手帳1～3級所持者 ※①～⑥以外でも特に支援が必要な人は登録申請可。

◆登録方法 「避難行動要支援者名簿登録・個別避難計画作成・計画情報提供申請書」に記入の上、福祉部、危機管理部または各事務所の窓口に提出してください(郵送可)。申請は市ホームページのオンライン申請も可能です。

◆登録上の注意 ①災害の予測は困難であり、万全の体制がとれるとは限らず、支援活動などができるないこともあります。②全ての名簿提供先から誓約書を受領し、個人情報の適正な取り扱いおよび管理に細心の注意を払います。



▲詳細はこちら

問 消防本部予防課(美江寺町2-9／☎262-7163)

## ■住宅用火災警報器を設置しましょう

住宅火災による死者は高齢者が多く、就寝時間帯の逃げ遅れによる被害が多い状況から、全ての住宅(アパートやマンションなど共同住宅の住居部分も含む)の寝室・階段上部(寝室が2階以上にある場合)に住宅用火災警報器の設置が義務化されています。



◆購入場所 電器店やホームセンターなど

◆警報が鳴ったとき 火災ならば、周りに大声で知らせ、119番通報。初期消火が不可能ならばただちに屋外に避難を。火災でなければ、停止ボタンを押すかひもを引き、室内の換気を。

◆交換 電池切れのときは音声などでお知らせします。警報器本体の寿命はおおむね10年です。10年経過したら電池・機器交換をしましょう。

## ■感震ブレーカーを設置しましょう

過去の大地震では建物の倒壊だけでなく、火災の被害が多く発生しており、過半数は電気に起因した被害でした。

感震ブレーカーは震度5強相当の地震を感じて電気を自動で遮断し、地震時の電気火災を防ぎます。

◆種類 分電盤タイプ(内蔵型・後付型)、コンセントタイプ、簡易タイプ

※性能評価を受けた製品には、認証マークや推奨マークが表示されています。詳細は、市ホームページをご覧ください。

問 消防本部消防総務課(☎262-7161、中・南・北消防署)

## ■消防団員を募集しています

消防団は、消防本部や消防署と同じく法律に基づき市町村に設けられる消防機関です。消防団員の身分は、特別職(非常勤)の地方公務員です。自分の職業を持つ地域の皆さんがある、自分の意思で入団しています。入団後は年間、一定額の報酬と災害や訓練などに出動した場合の出動報酬、5年以上勤務し退団した場合に退職報償金が支給されます。また、公務災害補償、被服貸与、表彰などの制度があります。

岐阜市消防団広報紙「TSUNAGU(つなぐ)」では、消防団の活動や取り組みを分かりやすく紹介しています。消防本部消防総務課で入手できるほか、市ホームページからご覧になれます。

問 消防本部指令課(☎262-8151)

## ■音声による通報が困難な人が火災・救急などの緊急通報をする手段

①Net(ネット)119 スマートフォン、タブレットなどでWebサイトから通報できます。※要事前登録

②メール119 携帯電話のメールまたはSMS(ショートメッセージ)機能で通報できます。※要事前登録

③FAX119 自宅などのFAXで119番をダイヤルし、送信することで通報できます。※事前登録不要

◆①②の登録対象者 市内在住・在勤・在学で、聴覚・音声・言語機能に障がいのある人

◆①②の登録窓口 消防本部指令課または障がい福祉課

※オンライン申請ができます。詳細は市ホームページをご覧ください。

## ■119番通報のポイント・注意点

①～③について、あわてずに落ち着いて伝えてください。

①災害の種類(火事か救急か)

②発生場所(住所・建物名称・目印となる目標物)

③災害の状況(火事の状況、けがや病気の症状)

○通報時には位置情報通知システムにより通報者のいる場所が通知されますが、携帯電話からの通報は電波状況により誤差が大きくなる場合があるため、可能な場合は固定電話から通報してください。

○発信者番号非通知の場合は位置情報が通知されません。ただし緊急に必要と判断される場合には、位置情報を強制取得することができます。

○「サイレンを消して来てください」との通報もありますが、サイレンを鳴らさずに緊急走行することはできないため、ご理解ください。

## ●火事・救急・救助は「119」

▶火災情報テレフォンサービス ☎264-9494

▶岐阜市消防本部 ☎262-8151

▶岐阜中消防署 ☎262-7165

▶岐阜南消防署 ☎272-2012

▶岐阜北消防署 ☎231-5308

# 2 登録と届出

問 市民課(市庁舎1階／☎214-2854)、各事務所

## ■住民登録の届出 ◎外国籍の人も該当します。※必ず決められた期間内に届け出してください。

届出の種類	届出期間	持参するもの	届出人
転入届(他市区町村から)	転入・転居をした日の翌日から14日以内	転出証明書・本人確認書類(運転免許証など)・マイナンバーカード	本人・世帯主または代理人(代理人の場合は委任状が必要)
転居届(市内で異動)		国民健康保険被保険者証(資格確認書)・本人確認書類(運転免許証など)・マイナンバーカード	
転出届(他市区町村へ)	転出先が確定したら、あらかじめ(転出後14日以内を含む)	国民健康保険被保険者証(資格確認書)・印鑑登録証・本人確認書類(運転免許証など)※マイナポータルを通じた「引越しワンストップサービス」を利用する人は来庁不要	

※外国籍の人は、在留カードもしくは特別永住者証明書とパスポート(ある人のみ)も持参してください。

問 市民課(市庁舎1階／☎214-2857)、各事務所

## ■特別永住者証明書に関する届出

法改正により平成24年7月9日から下記の申請に係る手続きが変わりました。詳細については、お問い合わせください。

- 特別永住者証明書有効期間更新申請
- 出生届出の際の特別永住許可申請
- 特別永住者証明書記載事項変更申請 など



問 市民課(市庁舎1階／☎214-2859)、各事務所

## ■印鑑登録の届出

※印鑑登録証の再交付、亡失届、転出時などの手続きについて、詳細はお問い合わせください。

届出人	持参するもの	本人確認に必要なもの	登録方法
本人	登録する印鑑	官公署発行の写真貼付の本人確認書類(住民基本台帳カード、マイナンバーカード、運転免許証、パスポート、在留カード、特別永住者証明書など)	即日登録
代理人	登録する印鑑、代理権授与通知書(委任状)	本人および代理人の本人確認書類(官公署発行の写真貼付の本人確認書類、健康保険の被保険者証、年金証書、年金手帳など)	文書照会後回答書を持参し登録

問 市民課(市庁舎1階／☎214-2857)、各事務所

## ■戸籍に関する主な届出

必ず決められた期間内に届け出してください。

届出の種類	届出期間	届出地	持参するもの	届出人
出生届	生まれた日を含め14日以内	・子の本籍地 ・届出人の所在地 ・出生地	・出生証明書(出生届書についていますので、医師に証明を受けてください) ・母子健康手帳 ・印鑑(届出人のもの)*1	父または母(事情がある場合、同居者・医師・助産師・その他立会者の順)
死亡届	死亡の事実を知った日から7日以内	・死亡者の本籍地 ・届出人の所在地 ・死亡地	・死亡診断書(死亡届書についていますので、医師に証明を受けてください) ・印鑑(届出人のもの)*1	同居の親族・同居していない親族・同居者など
婚姻届	届書を出した日から法律上の効力が発生	・夫または妻の本籍地 ・夫または妻の所在地	・夫妻双方の印鑑(1人は旧姓の印鑑)*1 ・証人(成人2人署名・押印)*1 ・届出本人と確認できるもの(免許証など)	夫および妻
離婚届	・協議離婚の場合は、届書を出した日から法律上の効力が発生 ・裁判離婚の場合は、調停成立・審判確定の日から10日以内	・夫妻の本籍地 ・夫妻の所在地	・夫妻双方の印鑑*1 ・協議離婚の時、証人(成人2人署名・押印)*1 ・裁判離婚の時、調停の證本または審判書もしくは判決書の證本と確定証明書 ・届出本人と確認できるもの(免許証など)	・協議離婚の場合は、夫および妻 ・裁判離婚の場合は、訴えを提起した申立人

\*1 印鑑の持参、押印は任意です。

○上記以外の届出(転籍、養子縁組、離縁、親権および後見、氏名の変更届など)についてはお問い合わせください。

○届出地が岐阜市の場合は、届書は1通です。○定められた届出期間の満了日が土日祝休日の場合、その翌平日までです。

○「婚姻届」「離婚届」「養子縁組届」「養子離縁届」「認知届」の届出人について、本人確認を行います。本人確認書類(運転免許証など)をご持参ください。

○「出生届」の届け出と同時にマイナンバーカードの申請ができます。約1週間で指定の住所へカードを郵送します。